第２　幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

１　日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

２　教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなる。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫すること。

３　保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるよう工夫すること。

４　保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した教育及び保育の需要に応じて病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努め、園児の生活の連続性を考慮すること。

５　地域の実態や保護者の要請により、教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮すること。その際、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、必要に応じて、弾力的な運用を行うこと。

６　園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

７　外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

８　保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

９　保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

第３　地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

１　幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第２条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

２　市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

３　幼保連携型認定こども園は、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること。

○消費者庁公正取引委員会告示第四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、即席めんの表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　日本即席食品工業公正取引協議会（理事長　井田純一郎）の申請に係る即席めんの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十九年三月十六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

即席めんの製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

即席めんの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、即席めんの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「生タイプ即席めん」とは、即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したものをいう。 ３　この規約において「添付調味料」とは、直接又は希釈して、めんのつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるもの（香辛料等の微細な固形物を含む。）をいう。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、即席めんの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　（略）